

議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

市民相談情報課 広聴・相談担当

議案名

議案第50号 桐生市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

利用者の利便性向上及び相談機能強化を図るため、現在、桐生市保健福祉会館内に設置している桐生市消費生活センターを、桐生市役所新本庁舎内へ移転しようとするものです。

概要

条例中の桐生市消費生活センターの所在地を改めます。

現行：桐生市末広町13番地の4（保健福祉会館内）

改正案：桐生市織姫町1番1号（桐生市役所内）

（施行期日：令和7年3月31日までの間において規則で定める日）

	移転前	移転後
所在地	桐生市末広町13番地の4 （桐生市保健福祉会館4階）	桐生市織姫町1番1号 （桐生市役所新本庁舎2階）
開業時間	平日 午前9時～午後4時 （土・日、祝日、年末年始は休み）	平日 午前8時30分～午後5時15分 （土・日、祝日、年末年始は休み）
電話番号	0277-40-1112	同左（変更なし）

※ 移転に併せ、消費生活センターの開業時間を、市役所の開庁時間と合わせ午前8時30分から午後5時15分までに拡大

背景・経過

桐生市消費生活センターは、平成8年に現在の桐生市保健福祉会館にオープンして以来、消費者トラブルへの対応や解決のための業務を行ってきました。近年、社会構造の変化をはじめ消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルの種類や被害者の年齢層は多様化しております。

このような中、利用者がより来所しやすく気軽に相談できる身近な相談窓口を目指し、消費生活センターを多くの市民の目につきやすい市役所庁舎内に移転することで、消費生活センターの認知度向上、消費生活センターと市民相談窓口や庁内関係部局との連携強化による相談機能向上及び利用者の利便性向上を図るものです。